

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

令和2年2月21日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合の職員（以下「職員」という。）の降任、免職、休職及び降給の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(休職の事由)

第2条 法第28条第2項各号に定める場合のほか、職員が水難、火災その他の災害により生死不明又は所在不明となった場合には、これを休職にすることができる。

(降任、免職及び休職の手続)

第3条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合若しくは同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合又は当該職員を復職させる場合においては、医師の診断を行わせなければならない。

2 職員の降任、免職、休職及び降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(休職の効果)

第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ個々の場合において任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の規定による期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、すみやかに復職を命じなければならない。

3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第5条 休職者は、職員としての身分を保有するが職務には従事しない。

2 休職者は、休職の期間中法令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、いかなる給与も支給されない。

(失職の例外)

第6条 任命権者は、禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員のうち、その刑に係る罪を公務遂行中の過失又は通勤途上の交通事故により犯した者については、情状により特に必要と認めるときは、その職を失わないものとすることができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その取消しの日その職を失うものとする。

(条例の特例)

第7条 第2条から前条までの規定にかかわらず、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合に他の地方公共団体（以下「派遣元」という。）から派遣される職員の降任、免職、休職及び降給については、派遣元の関係規定を適用し、広域連合の長の報告に基づき、派遣元の長が行うものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。